

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：市民生活部環境未来推進課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
法-20	墓地、埋葬等に関する法律	5	埋葬、火葬又は改葬の許可
審査基準の内容 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 2 3 年 7 月 1 3 日厚生省令第 2 4 号） 第 2 条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。 1 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別(死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名) 2 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日) 3 埋葬又は火葬の場所 4 埋葬又は火葬の年月日 5 改葬の理由 6 改葬の場所 7 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者(以下「墓地使用者等」という。)との関係 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 1 墓地又は納骨堂(以下「墓地等」という。)の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面(これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面) 2 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本 3 その他市町村長が特に必要と認める書類			
設定年月日	昭和 2 3 年 7 月 1 3 日	最終更新日	平成 2 0 年 5 月 1 2 日

様式第3号（第9条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：市民生活部環境未来推進課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
法-21	墓地、埋葬等に関する法律	10	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可
審査基準の内容 墓地の経営許可等の取扱いについて (昭和62年7月29日環第473号 宮城県保健環境部長通知) 第1 許可等の基準 1 墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可基準 (1) 経営者 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営については、永続性及び非営利性が確保されなければならない。したがって、墓地等の経営許可は原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これによりがたい事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限り与えるものであること。 上記以外の団体又は個人の経営する墓地等については、原則として許可しないものとする。 (2) 設置場所 イ 墓地の場合 (イ) 環境影響上からも宗教上からもふさわしい所でなければならない。 (ロ) なるべく荒無地、原野を選ぶこと。 (ハ) 高燥で飲料水に影響を及ぼさない土地であること。 (ニ) 国、県道、鉄道、軌道及び河海から20メートル以上、人家、学校、病院等から100メートル以上であること。 (ホ) その他風教及び衛生上支障のない土地であること。 ロ 火葬場の場合 (イ) なるべく人家を離れた地区であること。 市街地より区別され、交通の便の良い位置であること。樹林小丘などで、市街地より望見し難い地域内に将来の発展を十分考慮して選定し、地盤は水害等のおそれのない高地に設けるのが望ましい。 (ロ) 死体は完全燃焼させ防臭に備えるとともに防塵のための装置を設けること。			

(ハ) 火葬場内外は清潔にすべきはもちろん、周辺に樹木、花壇を設け国民の宗教的感情に適合すること。

(3) 構造・設置

イ 墓地の場合

(イ) 周囲は塀または密樹した灌木の垣をめぐらせるよう指導すること。

(ロ) 墓地内の通路は、有効幅員1メートル以上とすること。

(ハ) 墓地内には適当な排水路を設け雨水又は流水が停滞しないようにすること。

(ニ) 蚊が発生しないように墓地に溜水する凹部を作らぬこと。花立は使用しないで適当な花壇を作るようにすることが望ましい。

(ホ) 花立を使用する場合は、ボーフラが沸かないように処理するとともに墓地の一隅に花捨て場を設けること。

ロ 火葬場の場合

(イ) 火葬場の周辺は、塀、柵又は樹木で境界をすること。

(ロ) 場内には流水式手洗装置もしくは消毒所を設けること。

(ハ) 火葬場内外は、清潔にすべきはもちろんのこと、周囲に樹木、花壇を設け国民の宗教的感情に適合すること。

ハ 納骨堂の場合

(イ) 恒久的施設で宗教的感情を阻害しない様式であること。

(ロ) 内部の床は、コンクリート等の不浸透性材料で構築すること。

(ハ) 外壁、出入口及び屋根は防火構造とすること。

(ニ) 出入口には錠を施すよう設備すること。

2 墓地等の変更、廃止

(1) 墓地等の区域を拡張する場合

前記1の経営許可基準と同様とする。

(2) 墓地等の区域を縮小、廃止をする場合

イ 使用者が縮小、廃止について同意していること。

ロ 縮小、廃止する部分について、改葬がすべて終了していること。

第2 経営許可に関する留意事項

1 許可の基準

イ 墓地の新設等は、原則として市町村等の地方公共団体の経営する共同墓地に限り許可すること。

また、既存の個人墓地（部落営墓地）等で現在使用されていないものについては、墓碑として取り扱うこととし、墓地の拡張等により今後とも継続して使用されるものについては、適宜共同墓地に改葬していくよう指導すること。

ロ 宗教法人又は公益法人の経営する墓地の新設等は、当該墓地の所在する市町村の区域内に現在公営墓地がなく、又設置が不可能である等止むを得ない特別な事

情がある場合に限り許可すること。

ハ 農地転用にかかる墓地の新設等の許可申請を受理したときは、当該墓地の所在地の市町村の農業委員会を経由して農地転用許可申請をさせること。

ニ 上記以外の団体又は個人の経営する墓地の新設等は、原則として許可しないものとする。

ホ 地方公共団体が墓地等の経営を行う場合は、公の施設と位置づけ、墓地の使用許可、永代使用料等を規定した墓地管理条例等を設け墓地等管理運営にあたること。この場合は、当該施設を使用するものが改めて行政財産の目的外使用許可申請を市町村長あてに行う必要はない。

ヘ 次に掲げる区域における墓地の新設等は、住民の生活環境の保全がそこなわれると認められるときは、許可しない。

(イ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて市街化区域として指定された区域

(ロ) 都市計画法の適用を受けない市町村にあつては、同法に定める市街化区域の指定基準に照らして、人口密度及び市街化形成状況等の条件が市街化区域に準ずるものと認められる区域

ト 都市計画事業として施行する墓地等の新設等については、都市計画法第59条の許可又は承認をもって、許可があつたものとみなす。

チ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業又は住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第69号）の規定による住宅街区整備事業の施行により墓地等の新設等については、事業計画の認可を持って許可のあつたものとみなす。

リ ト及びチの取扱いについては、都市計画法及び土地区画整理法等主管課と計画段階において十分協議すること。その他、墓地埋葬に関する法律に係る法令は、おおむね次のようなものがある。

①土地利用計画法 ②宅地造成等規制法 ③土地収用法 ④砂防法 ⑤森林法
⑥自然公園法 ⑦都市緑地保全法 ⑧農業振興地域の整備に関する法律

ヌ 墓地の許可区域内に、火葬場の許可は与えられない。

設定年月日	昭和62年7月29日	最終更新日	昭和62年7月29日
-------	------------	-------	------------